

平成 27 年度 第 1 回中野市総合教育会議 次第

日時 平成 27 年 7 月 9 日 (木) 午後 3 時
場所 本庁 31 号会議室

1 開会

2 あいさつ

市長

教育委員長

3 議題

(1) 総合教育会議の運営について

(2) 中野市教育大綱の策定について

(3) 懇談

中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針（案）について

(4) その他

4 閉会

平成27年度 第1回中野市総合教育会議 名簿

○出席構成員

所 属	職	氏 名
中野市	市長	いげだ しげる 池田 茂
中野市教育委員会	教育委員長	ながしま かつみ 長島 克己
	教育委員長職務代理者	あおき さちこ 青木 幸子
	委員	おかむら ひろこ 岡村 博子
	委員	いちかわ しんいち 市川 真一
	教育長	こじま たかのり 小嶋 隆徳

○出席者

所 属	職	氏 名
中野市	副市長	よこた きよかず 横田 清一
中野市教育委員会事務局 兼総務部政策情報課	教育次長	いしかわ やすふみ 石川 保文
	学校教育課長	みやざわ としひこ 宮澤 利彦
	学校教育課長補佐	こばやし ゆみ 小林 由美

総合教育会議の運営について

1 総合教育会議とは

教育委員会制度の抜本的な改革に向けた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 20 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿勢等を共有しながら、同じ方向性で連携し、効果的に教育施策を推進していくため、中野市総合教育会議を設置する。

2 総合教育会議の進め方

- (1) 構成員 市長及び教育委員会
- (2) 意見聴取者 必要に応じ関係者及び学識経験者が出席
- (3) 事務局 所管部局 総務部政策情報課（市長が設置する会議）
補助執行 教育委員会事務局学校教育課（事務の一部を補助）
- (4) 協議・調整事項
 - ① 大綱の策定に関する協議
 - ② 教育を行うための諸条件の整備、地域の実情に応じた教育、学術や文化振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置の協議等
- (5) 開催回数 通常は年 2～3 回、その他緊急の場合や教育委員会から招集要請のあった場合は適宜開催
- (6) 運営方法 運営に関する細目について、別添運営要領（案）により定める。

中野市総合教育会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（以下「法」という。）第一条の四に規定するもののほか、中野市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会議の招集は、市長が会議の日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りではない。

2 法第一条の四第4項の規定により教育委員会が会議の招集を求めた場合は、市長は速やかに会議の招集通知を行うものとする。

（意見の聴取）

第3条 法第一条の四第5項に基づき意見を聴く関係者又は学識経験者は、市長が決定する。

（会議の公開）

第4条 会議は、原則公開するものとする。ただし、法第一条の四第6項ただし書きの規定により、会議が非公開とすることを決定した場合には、公開しないことができる。

（会議の傍聴）

第5条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人受付簿に氏名、住所等を記入しなければならない。

2 傍聴人は、法第一条の四第6項ただし書きの規定により、会議の非公開が決定された場合には、直ちに退場しなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、傍聴人の遵守事項等は、中野市教育委員会傍聴規則（平成17年4月1日教育委員会規則第3号）第3条及び第4条の規定を準用する。

4 市長は会場の都合により、傍聴人を制限することができる。

（会議録）

第6条 市長は会議の終了後、遅滞なくその会議録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録は公表しないこととする。

（事務局）

第7条 会議の事務局を総務部政策情報課におく。

（補足）

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

この要領は、平成27年7月 日から施行する。

中野市教育大綱の策定について

1 大綱の策定

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画を指す）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、**総合教育会議**において協議するものとする。

2 大綱の期間

【文部科学省局長通知】

法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年あることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを鑑み、4年～5年程度を想定。

3 大綱の主たる記載事項

【文部科学省局長通知】

①各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合等及び予算・条例等の市長の権限に関わる事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

②大綱は総合教育会議において、十分協議、調整を尽くすことが肝要である。

③**市長と教育委員会が合意し**、大綱に記載した事項は双方尊重義務がかかる。

4 他の計画との関係

【文部科学省局長通知】

①総合計画等の計画を定めていて、**総合教育会議において、その計画を大綱に代えると判断**した場合には、**別途、大綱を策定する必要はない。**

5 中野市の計画

○第2次中野市総合計画の策定

①基本構想・・・長期的な視点に立ち、中野市の基本理念や目指すべき都市像、その実現に必要な施策の展開の大綱を定めるもので、平成28年度を初年とし、平成37年度を目標年次とする10か年構想

②基本計画・・・具体的な施策を示す。前期基本計画と後期基本計画に分けて計画を策定

③実施計画・・・基本計画の施策を具体的な事業計画、予算編成の指針となる

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
平成 26 年 6 月 20 日法律第 76 号による改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）

（大綱の策定等）

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

- 第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

概 要

1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
 - 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

施 行 期 日

平成27年4月1日